

平成25年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成25年6月6日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	矢野 隆行	2番	梶山 幾世
3番	井狩 辰也	4番	市木 一郎
5番	高橋 繁夫	6番	奥村 治男
7番	中島 一雄	8番	丸山 敬二
9番	西本 俊吉	10番	坂口 哲哉
11番	立入三千男	12番	太田 健一
13番	野並 享子	14番	小菅 六雄
15番	田中 孝嗣	16番	三和 郁子
17番	鈴木 市朗	18番	内田 聡史
19番	田中 良隆	20番	河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	富田 久和	総務部長	新庄 敏雅
市民部長	佐敷 政紀	健康福祉部長	井狩 重則
政策監 (高齢者・子育て支援担当)	川端 弘一	都市建設部長	山本 利夫
環境経済部長	竹内 睦夫	教育部長	中島 宗七
政策調整部次長	玉田 善一	総務部次長	立入 孝次
広報秘書課長	竹中 宏	総務課長補佐	武内 了恵

出席した事務局職員の氏名

事務局長	橋 俊明	事務局次長	白井 芳治
書記	遠藤 美穂子	書記	佐々木美砂子

## 議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 報告第 1 号及び報告第 2 号  
(平成 24 年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について  
他 1 件)  
報告
- 第 5 議第 47 号から議第 61 号まで一括上程  
(専決処分につき承認を求めることについて (平成 24 年度野洲市一  
般会計補正予算 (第 9 号) 他 14 件)  
提案理由説明

## 市長提出議案

- 報告第 1 号 平成 24 年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 2 号 平成 24 年度野洲市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 議第 47 号 専決処分につき承認を求めることについて (平成 24 年度野洲市一般会計補正予算 (第 9 号))
- 議第 48 号 専決処分につき承認を求めることについて (平成 24 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算 (第 5 号))
- 議第 49 号 専決処分につき承認を求めることについて (野洲市税条例の一部を改正する条例)
- 議第 50 号 専決処分につき承認を求めることについて (野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 議第 51 号 平成 25 年度野洲市一般会計補正予算 (第 1 号)
- 議第 52 号 野洲市子育て支援会議条例
- 議第 53 号 野洲市情報公開条例等の一部を改正する条例
- 議第 54 号 野洲市防災センター条例の一部を改正する条例
- 議第 55 号 野洲市税条例の一部を改正する条例

議第 5 6 号 野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議第 5 7 号 野洲市一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例の一部を  
改正する条例

議第 5 8 号 野洲市北桜財産区管理会条例を廃止する条例

議第 5 9 号 北桜財産区の財産の譲与について

議第 6 0 号 琵琶湖流域下水道協議会の設置に関する協議につき議会の議決  
を求めることについて

議第 6 1 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

開議 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

(開会)

○議長 (三和郁子君) (午前 9 時 0 0 分) 皆様、おはようございます。

執行部の皆様におかれましては、第 2 回の定例議会の提案の議案提出につきまして、いろいろな事務作業、大変お疲れさまでございました。

議員の皆様におかれましては、5 月 1 0 日、1 2 日、1 5 日と懇談会、報告会、市民の多数のご参加を得ました。この第 5 回の懇談会、報告会が実りある市政と反映されますことをお願い申しておきます。

それでは、ただいまから始めさせていただきます。

出席議員は 2 0 名全員であります。定足数に達しておりますので、平成 2 5 年第 2 回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第 1)

○議長 (三和郁子君) 日程第 1、諸般の報告を行います。

出席議員は、2 0 名全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、平成 2 5 年第 1 回野洲市議会定例会におきまして可決されました「少人数学級の

実現を求める意見書」他2件につきましては、平成25年3月26日付をもって内閣総理大臣をはじめ関係方面に提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、平成24年度滋賀県市町土地開発公社事業報告書及び財務諸表、平成25年度滋賀県市町土地開発公社事業計画書、収支予算書、資金計画書が、市長より提出され、配付しておきましたので、ご確認願います。

(日程第2)

○議長(三和郁子君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により第4番、市木一郎議員、第5番、高橋繁夫議員を指名いたします。

(日程第3)

○議長(三和郁子君) 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月26日までの21日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三和郁子君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月26日までの21日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付済みの会期日程のとおりでありますので、ご了承願います。

(日程第4)

○議長(三和郁子君) 日程第4、報告第1号及び報告第2号平成24年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について他1件について、市長より報告を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成25年第2回野洲市議会定例会を招集致しましたところ、議員の皆様には全員ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

それでは、今議会に提案いたします議案につきましてご説明申し上げます。

本定例会におきましては、報告事項といたしまして、平成24年度繰越明許費繰越計算書2件を報告いたします。

また、議案として、専決処分につき承認を求めること4件、平成25年度補正予算1件、

条例の制定・改廃7件、その他2件、人事案件1件の合計15件についてご審議をお願いするものでありますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、報告第1号平成24年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてご報告申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

平成25年第1回議会定例会において、一般会計補正予算の繰越明許費として議決いただきました、総務費の庁舎等改修事業他18件の事業につきまして、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第2号平成24年度野洲市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご報告申し上げます。

議案書の3ページをご覧ください。

平成25年第1回議会定例会において、下水道事業特別会計補正予算の繰越明許費として議決いただきました、公共下水道事業費の市三宅13号枝線管渠工事につきまして、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(日程第5)

○議長（三和郁子君） 日程第5、議第47号から議第61号まで（専決処分につき承認を求めることについて（平成24年度野洲市一般会計補正予算（第9号））他14件）を一括議題といたします。

事務局長が議件を朗読いたします。

○事務局長（橋 俊明君） それでは、朗読をいたします。

議第47号専決処分につき承認を求めることについて（平成24年度野洲市一般会計補正予算（第9号））他専決処分の承認3件）、議第51号平成25年度野洲市一般会計補正予算（第1号）、議第52号野洲市子育て支援会議条例他条例の制定・改廃6件、議第59号北桜財産区の財産の譲与について他その他の案件1件、議第61号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて。

以上です。

○議長（三和郁子君） 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めま

す。

市長。

○市長（山仲善彰君） 議第４７号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

平成２４年度３月専決補正概要の１ページをご覧ください。

平成２４年度一般会計補正予算（第９号）につきましては、２４６万４，０００円を追加いたしました。主な内容といたしましては、歳入では、法人市民税で実績を踏まえた決算見込みによる減額、地方譲与税県税交付金交付税等の額の確定、歳出では、公共施設等整備基金等への積み立ての追加や下水道事業特別会計の繰出金の減額などを補正したものであります。

続きまして、議第４８号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

専決補正概要の５ページをご覧ください。

平成２４年度下水道事業特別会計補正予算（第５号）につきましては、５，６５１万６，０００円を減額したものです。主な内容といたしましては、歳出では、浄化センター維持管理負担金の確定により減額をし、歳入では、一般会計繰入金を減額したものです。

次に、議第４９号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

本議案につきましては、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、野洲市税条例の一部を改正する必要があることから、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分したものを同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、固定資産税及び特別土地保有税に関して、独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業の施工に伴い指定された仮換地等に係る納税義務者の特別措置を廃止するものです。

なお、本条例につきましては、平成２５年４月１日から施行するものです。

議第５０号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

本議案につきましては、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があることから、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分したものを同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、国民健康保険の被保険者であった者が、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合において、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の５年間２分の１減額する現行措置に加えて、その後３年間４分の１減額する措置を講ずるものとす

るものです。

なお、本条例は、平成25年4月1日から施行するものです。

次に、議第51号平成25年度野洲市一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

平成25年度6月補正案の概要の1ページをご覧ください。

今回の補正につきましては、1億3,790万6,000円を減額するものです。

まず、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

議会費の議員報酬費では、8月からの実施となりました議員報酬削減について、報酬期末手当とあわせて総額978万2,000円を減額しようとするものです。

民生費の介護保険施設整備等促進事業費では、第5期介護保険計画に基づき、地域密着型サービス事業の新たな展開としまして、認知症対応型の通所介護、共同生活介護の基盤整備に要する補助金等5,080万円を新たに追加しようとするものです。

消防費の防災センター施設整備費では、昨年度実施しました敷地造成工事において、滋賀県の砂防事業の発生土を資源活用し、経費抑制を図り、実施したところでありますが、建築工事を進める中で、受け入れた土量の判断誤りが判明し、不必要となった土の処分に要する費用700万円を新たに追加しようとするものです。

次に、教育費の中学校施設整備費では、国の経済対策を活用し、平成24年度に予算化しました野洲北中学校柔剣道場建設に要する費用を減額しようとするものです。

文化ホール小劇場管理運営費では、本来当初予算に計上すべきでありました施設管理委託料251万2,000円を追加し、博物館の企画展等開催事業費では、銅鐸の里帰り企画展に向けて、東京国立博物館との交渉を重ねた結果、来る10月5日から11月24日までの約2カ月半弱の開催の目処が立ったことから、関連する費用を追加しようとするものです。

一方、歳入につきましては、諸収入では、市の広報媒体であります「広報やす」や市のホームページの広報掲載につきまして、信頼性や公共性の確保の観点からとりやめたことによる広告掲載料を減額しようとするものです。

また、市債では、先にご説明しました野洲北中学校柔剣道場建設事業の前倒しによる減額等を行おうとするものです。

議第52号野洲市子育て支援会議条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、子ども・子育て支援法第77条の規定による合議制の機関とし

て、野洲市子育て支援会議を設置し、当会議の所掌事務及び組織等について必要な事項を定めるため、条例制定を行うものです。

なお、本条例は公布の日から施行するものです。

議第53号野洲市情報公開条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、国の経営する企業の全てがなくなったことから、関係する野洲市情報公開条例、野洲市個人情報保護条例、及び野洲市公共下水道事業受益者負担に関する条例の所要の改正を行うものです。

なお、本条例は公布の日から施行するものです。

議第54号野洲市防災センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、現在新築工事中の仮称、総合防災センター東消防署に防災拠点施設として、災害防災に関わる訓練や研修の充実を図っていくため、野洲市総合防災センターを設置するものです。

なお、本条例は、公布の日から起算して6カ月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行するものです。

議第55号野洲市税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものです。

主な内容といたしましては、復興特別所得税の課税に伴うふるさと寄附金の特例控除額の見直し、現在の低金利の状況に合わせた延滞金の引き下げ、個人住民税における住宅ローン控除の延長及び控除額の拡充などです。

なお、本条例は、寄附金税額控除や延滞金の割合の特例等については平成26年1月1日から、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に係る固定資産税の軽減措置については公布の日から、住宅ローン控除の延長、拡充については平成27年1月1日から施行するものです。

議第56号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は、平成26年1月1日から施行するものです。



議第 5 7 号野洲市一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、平成 2 5 年 1 0 月 1 日から優良公園施設として活用する蓮池の里多目的公園グラウンドゴルフ場の使用料について、野洲川河川公園のグラウンドゴルフ場と同様に減免をするため、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は、公布の日から施行するものです。

議第 5 8 号及び議第 5 9 号について、一括してご説明申し上げます。

これらの議案につきましては、北桜財産区の財産について、北桜自治会が地方自治法に基づく認可地縁団体となり、土地の所有ができることとなったことから、北桜財産区管理会から村中財産である当該財産の北桜自治会への移管について申し入れがあり、手続を進めるものです。

議第 5 8 号については、北桜財産区の財産の北桜自治会への移管をもって、北桜財産区が消滅することから、野洲市北桜財産区管理会条例第 8 条第 5 号の規定に基づき、北桜財産区管理会の同意を得て廃止するものです。

議第 5 9 号においては、当該土地を北桜自治会に譲与することから、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議第 6 0 号琵琶湖流域下水道協議会の設置に関する協議につき、議会の議決を求めることについてご説明申し上げます。

本議案につきましては、財団法人滋賀県下水道公社が解散されたことに伴い、流域下水道事業に市町村の意見が反映される枠組みとして、地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 1 項の規定により、関係地方公共団体の協議により規約を定め、協議会を設置することについて同条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。なお、当協議会は、県及び県内全市町が参加することとなっており、県及び県内全市町の議決を経て協議会が立ち上がることとなります。

議第 6 1 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、当市の人権擁護委員 8 名のうち 1 名が、平成 2 5 年 9 月 3 0 日で任期満了となることから、人権擁護委員候補者を法務大臣へ推薦することにつき、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものです。

田中修さんは、現在 1 期 3 年間をご活躍いただいております、これまでの実績から適任と考

え、引き続きご活躍いただきたく、平成25年10月1日から平成28年9月30日までの人権擁護委員候補者として推薦するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（三和郁子君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明6月7日から6月12日までの6日間は議案調査のため休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご異議なしと認めます。よって、明6月7日から6月12日までの6日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のために申し上げます。来る6月13日は午前9時から本会議を再開し、議案質疑、一部採決、及び一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。（午前9時20分 散会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成25年6月6日

野洲市議会議長                   三 和 郁 子

署 名 議 員                   市 木 一 郎

署 名 議 員                   高 橋 繁 夫